

平成26年4月25日

## ICPEN 詐欺防止月間の実施について

消費者庁では、来月の「消費者月間」に合わせ、「ICPEN 詐欺防止月間」を実施することとしましたので、お知らせします。

### 1 ICPEN 詐欺防止月間

消費者庁が参加している「消費者保護及び執行のための国際ネットワーク」(ICPEN)では、参加機関は自主的に周知可能な時期に「詐欺防止月間」(Fraud Prevention Month)を設定し、消費者への情報提供及び注意喚起・啓発を行っています。

(注) ICPEN (International Consumer Protection and Enforcement Network)

国境を越えた不正な取引行為を防止するための取組の促進等を目的とする国際ネットワーク。OECD加盟国を中心とする各国の消費者行政の法執行当局等が参加している。

### 2 今年度の広報内容

例年に引き続き、今年度の「ICPEN 詐欺防止月間」においても、消費者保護のための法執行権限を持つ関係5省庁（警察庁、金融庁、消費者庁、総務省、経済産業省）及び独立行政法人国民生活センターが共同して消費者に対する総合的な広報を行います。

具体的には、上記の関係省庁・機関による詐欺及び詐欺的取引による消費者の被害の発生・拡大を防止するための取組を消費者に対してワンストップで紹介する「ICPEN 詐欺防止月間」のウェブサイトを設け、高齢者を狙った悪質商法や未公開株購入の勧誘などの金融関連詐欺、振り込め詐欺、フィッシング詐欺、架空請求・不当請求トラブルなどに対する取組について周知します。

### 3 実施期間

平成26年5月1日～31日

<http://www.caa.go.jp/adjustments/201405icpen.html>

本件に関する問合せ先

消費者庁消費者政策課

新堂、村山、山田

TEL : 03(3507)9164 (直通)

URL : <http://www.caa.go.jp/>